

指定金融機関を指定する告示

昭和 41 年 10 月 7 日

告示第 4 号

改正

平成 22 年 5 月 1 日

告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項及び同施行令第 168 条第 2 項の規定により、本組合公金の収納及び支払の事務を取り扱う指定金融機関として、次の金融機関を指定した。

記

株式会社 池田泉州銀行

株式会社 三井住友銀行

ただし、昭和 42 年度を初年度として一会計年度ごとに交替して列挙の順序により事務取扱いを行うものである。